

飼育者の方へ…

# ミドリガメ



## 輸入・飼育・販売が規制

される予定です。

♥いま飼っているカメを、大切に♥

### 特定外来生物指定後も、飼育できます！

今飼っているカメが、特定外来生物に指定されると、どうなるのでしょうか？

外来生物法の原則では、特定外来生物に指定されても、指定以前に飼っていたペットについては、経過措置として飼い主が環境省へ申請をすれば、その個体を飼育することができます。

しかし、特定外来生物に指定された後は、新しい個体を購入したり、ブリーダーから譲り受けたりすることはできません。

### 野外への遺棄は犯罪です！

動物愛護法により、飼っているカメを野外へ捨てる  
と**100万円以下の罰金刑**に問われる場合があります。

絶対に野外に捨てないでください！



カメは人生の伴侶…

最後まで愛情を持って大切に飼ってね。



ボク長生きだよ、  
40年♪